

中井町まちづくり活動支援補助金のご案内

I 制度の目的

まちづくり活動支援事業は、地域の課題や社会問題等の解決のために取り組む、町民の自主的かつ自発的に行う公共の利益に寄与する活動を資金面で支援することにより、地域の活性化を図り、協働のまちづくりを一層推進していくことを目的とします。

II 事業概要

1 対象となる活動

生涯学習活動や地域の様々な課題解決のためのまちづくり活動により、不特定かつ多くの町民の利益となる活動が対象となります。

ただし、次の項目のいずれかに該当する活動は、この制度を活用することができません。

- (1) 営利を目的とする事業
- (2) 宗教又は政治の普及を目的とする事業
- (3) 特定の公職者や政党の支持、又は反対を目的とする活動
- (4) 中井町等から他の補助・助成を受けている活動又は受ける予定の活動

2 対象となる団体

社会貢献活動を行う団体であると町長が認めるもの。

中井町を主な活動拠点とし、3人以上の町民（在勤を含む）が構成員となっていること。

3 補助対象経費

活動を実施するために直接必要な経費を対象とします。

領収書のないもの、用途が不明なもの、団体等の経常的な運営費等は対象となりません。

○主に対象となる経費の例は、次のとおりです。

項目	補助対象となる経費（具体例）
謝礼	外部講師等へのお礼
旅費	外部講師等の活動場所までの交通費及び宿泊費の実費
消耗品費	会議資料、チラシ・ポスター等の用紙代、事務用品代
食糧費	外部講師等への講演当日の飲食代
印刷製本費	チラシ・ポスター・パンフレット等の作成、写真の現像代
通信運搬費	会議資料等を送付するための切手代
広告料	新聞、インターネット等の広告
使用料及び賃借料	会場使用料、機械器具の借上げ料等

○対象とならない経費の例は、次のとおりです。

項目	補助対象とならない経費（具体例）
謝礼	団体会員が活動の講師を務める際の謝礼 支出先が明確でない図書カード等の金券
旅費	団体の会員、活動への参加者の旅費及び日当
食糧費	会議等の飲食代
消耗品代	活動の参加者に支給する記念品等の購入費
使用料及び賃借料	団体事務所の賃借料や光熱水費の維持経費
その他	領収書等により支払ったことが明確に確認できない経費

4 事業内容

①「自立支援コース」

～対象団体の自立化を支援するコースです。～

（団体要件）団体設立後 **1年未満**の団体を対象とします。

（補助金額）補助対象事業費の**総額以内**とし **5万円**を限度とします。

（回数制限）1団体 **1回限り**とします。

（審査選考）**書類審査により町が**交付の可否を決定します。

②「活動支援コース」

～対象団体の活動の育成・継続を支援することが目的のコースです～

（団体要件）団体設立後 **1年以上**の団体を対象とします。

（補助金額）補助対象事業費の**3分の2以内**とし **10万円**を限度とします。

（回数制限）1活動につき **3回まで**申請することができます。※毎年度審査があります。

但し、同一の活動について他のコースの補助を受けている場合は、その回数を加えた回数により判定します。

同一年度に申請できるのは1団体1活動のみです。

（審査選考）**書類審査により町が**交付の可否を決定します。

③「発展支援コース」

～対象団体の活動の発展を支援することが目的のコースです～

（団体要件）団体設立後 **1年以上**の団体を対象とします。

（補助金額）補助対象事業費の**3分の2以内**とし **30万円**を限度とします。

（回数制限）1活動につき **3回まで**申請することができます。※毎年度審査があります。

但し、同一の活動について他のコースの補助を受けている場合は、その回数を加えた回数により判定します。

同一年度に申請できるのは1団体1活動のみです。

（審査選考）書類審査及び**プレゼンテーションによりまちづくり審査会が**審査を行います。活動終了後には、活動報告会を義務づけます。

④「自治会支援コース」

～自治会活動の継続・発展を支援することが目的のコースです～

(補助金額) 補助対象事業費の 2分の1以内 とし 5万円 を限度とします。

(制限) 地域行事として既に定期的・日常的に取り組んでいる事業は対象外となります。

1活動につき 1回限り とします。

(審査選考) 書類審査により町が 交付の可否を決定します。

Ⅲ 申請手続き・選考

1 応募（申請）期間

実施日の1ヶ月前までに申請手続きが必要です。

③発展支援コース 2月1日～11月30日

①②④は当該年度の2月15日まで

2 提出書類

- ・まちづくり活動支援補助金交付申請書
- ・団体概要書
- ・事業計画書
- ・収支予算書

3 審査

○発展支援コース：町民活動の有識者等の5人以内で構成する「まちづくり審査会」が書類審査及びプレゼンテーションに基づき、活動内容を審査します。

その結果を町に報告し、報告結果に基づき町が補助事業を決定します。

○発展支援コース以外：書類審査により町が交付の可否を決定します。

4 交付決定基準

次の内容により、審査を行い補助事業の決定を行います。

- ・妥当性
- ・公共性・公益性
- ・実現性
- ・創造性
- ・期待する効果
- ・発展継続性

Ⅳ 事業の決定から補助金交付

補助事業の決定を行った活動は、町から団体へまちづくり活動支援補助事業交付決定通知書を送付します。

補助金の交付は、事業完了後を原則としますが、やむを得ないと判断できる場合は、交付決定

額の3分の2を限度に事前交付することができます。

ただし、認定事業の目的や内容を大きく変えて補助金を充てることはできません。

場合によっては、補助金を返還していただくことになります。

V 活動完了報告

1 活動報告時期

事業完了後60日以内または、4月15日のいずれか早い日までに報告書類を提出してください。

※発展支援コースを選択した活動については、併せて活動報告会を行っていただきます。

2 提出書類

- ・まちづくり活動支援補助金交付事業完了届兼実績報告書
- ・収支決算書
- ・領収書等の写し
- ・事業のチラシ、パンフレット、写真等の参考資料

※事前交付を受けている場合は、実績内容に基づき補助金の清算を行います。

VI 事例

1 自立支援コース

- 中井の防災を学ぶ会「災害時の身障者避難訓練」

2 活動支援コース

- 中井俳句協会「なかい里山俳句大会」
- レディーバース「10周年記念コンサート」
- 中井なかまる会「なかい大声コンテスト」
- 中井町の子育てを考える会「書道 de コミュニケーション」
- 子育て応援オリーブ会「映画『いただきます』上映会」
- まつもと滝桜の会「まつもと滝桜お花見会」
- 井ノ口下三自治会「地域学習会」
- 子育ての輪 Lei「防災グループ Lei'防」

3 発展支援コース

- あかりの祭典実行委員会「あかりの祭典」

4 自治会支援コース

- 事例はありません

地域防災課

TEL 0465-81-1110 FAX 0465-81-1443

Eメール chiiki@town.nakai.kanagawa.jp